

スーパー定期貯金規定（単利型）

1～2. (省略)

(削除)3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～⑥ (省略)

(4) (省略)

スーパー定期貯金規定（単利型）

1～2. (省略)

3. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7)① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～⑥ (省略)

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

6. (成年後見人等の届出)

(省略)

7. (印鑑照合)

(省略)

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

9. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

10. (中間利息定期貯金)

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。
 (2) (省略)

11. (通知等)

(省略)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②～④ (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① (省略)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ③～⑤ (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

11. (中間利息定期貯金)

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。
 (2) (省略)

12. (通知等)

(省略)

13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②～④ (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① (省略)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第14条に掲げる異動事由
 - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ③～⑤ (省略)

(改正後)	(改正前)
<p><u>15.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><u>16.</u> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p><u>16.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><u>17.</u> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. (スウィングサービス)</u></p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。) を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。また、スウィング元口座 (支払口座) の適用利率とスウィング先口座 (入金口座) の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座 (支払口座) の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>② <u>普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>③ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。</u></p> <p>④ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。</u></p> <p>(4) <u>指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</u></p> <p>(5) <u>本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座 (支払口座) 規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</u></p> <p>(6) <u>本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。</u></p> <p>(7)① <u>本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。</u></p> <p>② <u>相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。</u></p>

3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①～⑤ (省略)

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

6. (成年後見人等の届出)

(省略)

7. (印鑑照合)

(省略)

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

9. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

10. (通知等)

(省略)

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第12条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

4. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①～⑤ (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

11. (通知等)

(省略)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第13条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

(改正後)	(改正前)
<p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (利息分割型)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (利息分割型)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (スウィングサービス)</p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>② <u>普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>③ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。</u></p> <p>④ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。</u></p> <p>(4) <u>指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</u></p> <p>(5) <u>本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座(支払口座)規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</u></p>

3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～⑥ (省略)

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

6. (成年後見人等の届出)

(省略)

7. (印鑑照合)

(省略)

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

9. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

10. (通知等)

(省略)

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第12条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7)① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～⑥ (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

11. (通知等)

(省略)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第13条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(改正後)	(改正前)
<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p><u>14.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><u>15.</u> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p><u>15.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><u>16.</u> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金規定</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金規定</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. (スウィングサービス)</u></p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>② <u>普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>③ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。</u></p> <p>④ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。</u></p>

3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (省略)

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

6. (成年後見人等の届出)

(省略)

7. (印鑑照合)

(省略)

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

9. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

10. (通知等)

(省略)

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7)① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (省略)

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

11. (通知等)

(省略)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

(改正後)	(改正前)
<p>1.3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>1.4. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.5. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.6. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (スウィングサービス)</p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>② <u>普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p>

<p><u>4.</u> (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第<u>5</u>条第1項により満期日前に解約する場合および第<u>5</u>条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><u>5.</u> (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(省略)</p> <p><u>6.</u> (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>7.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(省略)</p> <p><u>8.</u> (印鑑照合)</p> <p>(省略)</p> <p><u>9.</u> (盗難通帳・証書による払戻し等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>10.</u> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(省略)</p> <p><u>11.</u> (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>12.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>	<p><u>③</u> 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できません。</p> <p><u>④</u> 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。</p> <p><u>(4)</u> 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</p> <p><u>(5)</u> 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座(支払口座)規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p><u>(6)</u> 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。</p> <p><u>(7)</u> ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。</p> <p>② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。</p> <p><u>5.</u> (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第<u>6</u>条第1項により満期日前に解約する場合および第<u>6</u>条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><u>6.</u> (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(省略)</p> <p><u>7.</u> (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>8.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(省略)</p> <p><u>9.</u> (印鑑照合)</p> <p>(省略)</p> <p><u>10.</u> (盗難通帳・証書による払戻し等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>11.</u> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(省略)</p> <p><u>12.</u> (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>13.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>
--	--

(改正後)	(改正前)
<p>1.3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ③～⑤ (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.6. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>1.4. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ③～⑤ (省略)</p> <p>1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.7. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (スウィングサービス)</p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。) を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。また、スウィング元口座 (支払口座) の適用利率とスウィング先口座 (入金口座) の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座 (支払口座) の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p>

<p>4. (利息) (1)～(2) (省略) (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 ①～② (省略) (4) (省略)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続) (省略)</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (省略)</p> <p>7. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>8. (印鑑照合) (省略)</p> <p>9. (盗難通帳・証書による払戻し等) (省略)</p> <p>10. (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>11. (通知等) (省略)</p> <p>12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p>	<p><u>① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u> <u>② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</u> <u>③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。</u> <u>④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。</u> (4) <u>指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</u> (5) <u>本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</u> (6) <u>本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。</u> (7)① <u>本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。</u> ② <u>相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。</u></p> <p>5. (利息) (1)～(2) (省略) (3) 第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 ①～② (省略) (4) (省略)</p> <p>6. (貯金の解約、書替継続) (省略)</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>9. (印鑑照合) (省略)</p> <p>10. (盗難通帳・証書による払戻し等) (省略)</p> <p>11. (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>12. (通知等) (省略)</p> <p>13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p>
--	---

<p>1.3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ③～⑤ (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.6. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>1.4. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ③～⑤ (省略)</p> <p>1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.7. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (スウィングサービス) (1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u> (2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。また、スウィング元口座 (支払口座) の適用利率とスウィング先口座 (入金口座) の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座 (支払口座) の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>(追加)</p>

- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。
- ③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

5. (利息)

- (1)～(2) (省略)
- (3) 第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ①～② (省略)
- (4) (省略)

6. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

8. (成年後見人等の届出)

(省略)

9. (印鑑照合)

(省略)

10. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

11. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

12. (通知等)

(省略)

13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

4. (利息)

- (1)～(2) (省略)
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ①～② (省略)
- (4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

11. (通知等)

(省略)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

(改正後)	(改正前)
<p>1.4. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第14条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日) ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.7. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p> <p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (スウィングサービス)</p> <p>(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。) を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p>(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座 (支払口座) からスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。また、スウィング元口座 (支払口座) の適用利率とスウィング先口座 (入金口座) の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座 (支払口座) の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座 (入金口座) へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座 (支払口座) の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</p> <p>(3) <u>振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p>	<p>1.3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日) ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.6. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p> <p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>(追加)</p>

- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。
- ③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の1万円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の1万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

5. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

①～② (省略)

(4) (省略)

6. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

8. (成年後見人等の届出)

(省略)

9. (印鑑照合)

(省略)

10. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

11. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

12. (通知等)

(省略)

13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

4. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

①～② (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

11. (通知等)

(省略)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

(改正後)	(改正前)
<p>1.4. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日) ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ③～⑤ (省略)</p> <p>1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.7. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>1.3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日) ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ③～⑤ (省略)</p> <p>1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>1.6. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (口座振替による預入れ) (1) (省略) (2) 振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。 ① 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。<u>(削除)</u> ② この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。 (3)～(5) (省略)</p> <p>3～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (口座振替による預入れ) (1) (省略) (2) 振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。 ① 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。<u>ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。</u> ② この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。 (3)～(5) (省略)</p> <p>3～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>